

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱第5条第4項に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて

平成 31 年 4 月 8 日
計 画 課 長 決 定

1 趣旨

労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定（平成 29 年 4 月 1 日一部改正）。以下「交付要綱」という。）第 5 条第 4 項に定める補助金を交付しない期間について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 交付要綱第 5 条に定める補助金を交付しない期間の取扱い

労災疾病臨床研究事業費補助金（以下「補助金」という。）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定が取り消された事業を行った者に対して適用する交付要綱第 5 条第 4 項に定める補助金を交付しない当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間については、別表のとおり取り扱う。

(別表)

違反の内容等		交付しない期間	
1. 法第 11 条第 1 項の規定に違反した場合(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年	
	(2) (1) 以外の場合	① 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断される場合	1 年 (注 1)
		② ① 及び ③ 以外と判断される場合	2 ないし 4 年
		③ 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断される場合	5 年
2. 1 に自らは直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務(善管注意義務)に違反したと認められる場合		1 ないし 2 年 (注 2)	

(注 1) 違反の内容等が 1. (2) ① の場合であって、かつ法第 11 条第 1 項の規定に違反して使用された補助金が少額の場合は、補助金を交付しないことに代え、厳重注意を行う。

(注 2) 2. に該当する者に対して補助金を交付しない期間は、1. に該当する者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間とする(ただし、上限は 2 年とし、1 年に満たない期間は切り捨てる。)